
日本放送協会 理事会議事録

(2019年 8月27日開催分)

2019年 9月13日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2019年 8月27日(火) 午前9時00分～9時15分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、板野専務理事、
児野専務理事・技師長、荒木専務理事、松原理事、黄木理事、
中田理事、鈴木理事、松坂理事、正籬理事
今井特別主幹、坂本特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 第1335回経営委員会付議事項について
- (2) インターネット実施基準の改定の考え方について
- (3) 2019年度第1四半期業務報告(データ更新版)
- (4) 中央放送番組審議会委員の委嘱について

2 報告事項

- (1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について
- (2) 非現用不動産の売却について
- (3) 放送番組審議会議事録（資料）

議事経過

1 審議事項

- (1) 第1335回経営委員会付議事項について
(経営企画局)

本日開催される第1335回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として、「中央放送番組審議会委員の委嘱について」、審議事項として、「インターネット実施基準の改定の考え方について」です。また、報告事項として、「非現用不動産の売却について」、「地方放送番組審議会委員の委嘱について」、「2019年度第1四半期業務報告（データ更新版）」、「BS右旋の帯域再編への対応について」、「総務省『新たなCAS機能に関する検討分科会一次とりまとめ（案）についての意見募集』への対応について」、および「総務省『改正放送法の施行に向けたNHK関係の省令等の整備についての意見募集』への対応について」です。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

- (2) インターネット実施基準の改定の考え方について
(経営企画局)

ことし5月の放送法改正を受けて、現在、インターネット活用業務の実施基準（以下、「実施基準」）の改定に向けた検討を進めているところです。現時点での検討内容について、審議をお願いします。

現行の実施基準からの主な変更点について説明します。

まず、インターネット活用業務の実施計画（以下、「実施計画」）に関する規定です。改正放送法で、実施計画を策定し総務大臣に届け出ることなどが定められたことに対応する規定を設けます。

次に、インターネット活用業務審査・評価委員会（以下、「委員会」）

に関する規定についてです。現行の実施基準では、競合事業者からの苦情への対応にあたって「外部委員からなる審査委員会」に検討を求めるとあるのみですが、今回、会長の諮問機関として委員会を設置すること、実施計画の策定や実施状況の評価にあたって委員会の見解を求めること、議事概要等を公表することなどを定めます。また、競合事業者の苦情への対応にあたって委員会の見解を求めることを規定します。

続いて、改正放送法でNHKに課された2つの努力義務に対応する規定です。地方向け放送番組を提供することと、民放が行うインターネット活用事業に協力することを定めます。取り組みの具体的な内容については、毎年度の実施計画で明らかにしていく考えです。

常時同時配信と見逃し番組配信については、地上テレビの常時同時配信・見逃し番組配信を実施すること、その際に、画面上にメッセージ表示を行って受信契約の確認を行い、IDを付与することやその手順などについて、詳細な規定を設けます。受信料制度との整合を保ちながら、適切に実施していくための規定です。

続いて、インターネット活用業務に要する費用についてです。常時同時配信などの新たな業務を開始するにあたって、受信料がNHKの放送を受信できる設備の設置者に契約をいただきお支払いいただいていること、「放送の補完」として実施することなどを踏まえ、抑制的に管理していくことを表明します。インターネット活用業務を適切な規模で管理していくため、ウェブサイト等を少なくとも年1回点検し、社会的意義を勘案して必要性・有効性がないと判断したものは提供を終了するという内容を定めます。費用の上限については、適切な上限を設けて抑制的に管理をしていく方針ですが、詳細は検討中です。インターネット活用業務の費用については、総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、「会計上の透明性の確保」を求められており、現在、その内容を反映した総務省の省令が整備されようとしているところですが、インターネット活用業務に係る区分経理等について規定を設けることとしています。

常時同時配信については、「受信契約世帯の構成員」が追加負担なく利用できるようにするという説明をしてきましたが、いわゆる事業所契約については、一般世帯での利用方法とは大きく異なることが見込まれることなどから、受信料制度を毀損しないための仕組みを慎重に検討する

必要があり、当面は利用対象としない考えです。さらに、この実施基準を令和5年度末までに見直す規定を盛り込みます。一定期間経過後に、業務の実施状況や社会情勢を勘案して実施基準を見直すことが必要と考え、このような規定をおきたいと思います。

以上が、現時点でのインターネット活用業務の実施基準の改定の考え方です。

本議案が了承されれば、本日開催の第1335回経営委員会に審議事項として提出します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(3) 2019年度第1四半期業務報告（データ更新版）

(経営企画局)

放送法第39条第3項に定める会長の職務の執行状況を取りまとめた「2019年度第1四半期業務報告」(注)については、7月23日開催の理事会で審議され、同日の第1334回経営委員会で報告し、すでに決定いただいております。このたび、その時点ではスケジュールの関係でまとめることができなかつたデータ等を反映させたデータ更新版について報告します。

「接触者率（個人）」の総合リーチと「世帯視聴率」の総合視聴率の今期のデータ、および7月29日に実施した「中央放送番組審議会の意見」を新たに掲載しました。

本件が決定されれば、本日開催の第1335回経営委員会に報告事項として提出します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定し、本日の経営委員会に報告します。

注：「2019年度第1四半期業務報告」は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営情報」のなかに掲載しています。

(4) 中央放送番組審議会委員の委嘱について

(木田専務理事)

中央放送番組審議会委員について、審議をお願いします。

2019年9月1日付で、大川順子氏（日本航空株式会社特別理事）に再委嘱したいと思います。

本件が了承されれば、本日開催の第1335回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

2 報告事項

(1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について

(木田専務理事)

地方放送番組審議会委員の委嘱について、報告します。

関東甲信越地方で尾形玲子氏（養蜂家・ひふみ養蜂園株式会社代表取締役）、東北地方で佐藤勘三郎氏（株式会社ホテル佐勘代表取締役社長）、四国地方で半井真司氏（四国旅客鉄道代表取締役社長）に、2019年9月1日付で新規委嘱します。

また、近畿地方の安井良則氏（大阪府済生会中津病院臨床教育部部長兼感染管理室室長）、九州沖縄地方の秋本順子氏（金属造形作家）、大鋸あゆり氏（伊万里ケーブルテレビジョン株式会社取締役放送部長）、籠田淳子氏（有限会社ゼムケンサービス代表取締役）、および富田めぐみ氏（琉球芸能大使館代表）、東北地方の佐藤美嶺氏（防災士）と鷹山ひばり氏（七戸町立鷹山宇一記念美術館館長）、北海道地方で嘉指博行氏（北海道新聞社論説委員）に、2019年9月1日付で再委嘱します。

なお、東北地方の津田政克氏（七十七証券株式会社取締役社長）は、ご本人の申し出により任期途中の2019年7月31日付で、関東甲信越地方の野老真理子氏（大里総合管理株式会社代表取締役）と四国地方の松島裕彦氏（四国旅客鉄道常勤監査役）は、任期満了の2019年8月31日付で、退任されます。

本件は、本日開催の第1335回経営委員会に報告します。

(2) 非現用不動産の売却について

(経理局)

非現用不動産の売却について、報告します。売却物件は、大阪府豊中市の「旧北桜塚寮」の建物付き土地463.52㎡です。一般競争入札を行った結果、売却額は1億3,500万円で、売却先は松本林業株式会社に決定しました。2019年8月26日に売買契約を締結し、2019年9月に売却代金の入金および引き渡しを行う予定です。

本件は、本日開催の第1335回経営委員会に報告します。

(3) 放送番組審議会議事録(資料)

編成局と国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、全国の地方放送番組審議会(関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国)の2019年6月開催分の議事録についての報告。

注：放送番組審議会の内容は、NHKのホームページ「NHKオンライン」の「経営情報」のなかに掲載しています。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2019年 9月10日

会 長 上 田 良 一